

さいたま市独自の融資制度

無利子・無担保・無保証料 4月17日～受付開始



さいたま市では、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた市内中小企業の資金繰りを支援するため、国の緊急経済対策による制度融資が開始されるまでの間、市内中小企業が無利子・無担保・無保証料で資金を調達できる「新型コロナウイルス対応臨時資金融資」を創設し、4月17日（金）から受付を開始します。

また、新型コロナウイルスの流行により影響を受ける、又はそのおそれがある市内中小企業を対象に、公益財団法人さいたま市産業創造財団に「新型

コロナウイルスに関する 経営・金融特別相談窓口」を設置し、資金繰りや経営に関する相談を受け付けています。

| | |
|---------|-------------------------|
| 〔制度名称〕 | 新型コロナウイルス対応臨時資金融資 |
| 〔融資総額〕 | 50億円 |
| 〔申込期間〕 | 令和2年4月17日（金）～国の制度開始まで |
| 〔申請限度額〕 | 2,000万円 |
| 〔資金使途〕 | 運転資金 設備資金 |
| 〔返済期間〕 | 7年以内（据置期間を含む） |
| 〔据置期間〕 | 1年以内 |
| 〔利率〕 | 当初3年間は無利子（4年目以降は年0.80%） |
| 〔担保〕 | 無担保 |
| 〔保証料〕 | 無料（年0.45%～1.59%を市で全額補助） |

【問い合わせ・申込先等】

公益財団法人さいたま市産業創造財団 経営支援・金融課（金融担当）

〔住所〕 さいたま市中央区下落合5-4-3

さいたま市産業文化センター4階

〔電話〕 048-851-6391

〔FAX〕 048-851-6392

〔URL〕 <https://sozo-saitama.or.jp/>

*詳細は担当までお問い合わせ下さい。